

前橋市市民活動支援センター（Mサポ）利用ガイドライン

令和4年7月4日改訂

前橋市市民活動支援センター（Mサポ）

利用される皆さまにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記項目を遵守し、適正な利用に努めていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、センターの利用を休止する場合がありますのであらかじめご承知ください。

＜共通事項＞

- 利用者は事前に検温するとともに、発熱又は体調がすぐれない場合は、利用を見合わせてください。
- 感染予防対策のためマスクを着用してください。
ただし、周囲と2m以上の距離が確保でき会話をほとんど行わない場合はマスクを外しても構いません。
- こまめな手洗い及び手指消毒を行ってください。
※消毒液は、前橋市市民活動支援センター出入口や事務室に備え付けてあります。
- 代表者は、利用者全員の氏名及び連絡先を把握してください。また、利用者の中で感染者あるいは濃厚接触者が確認された場合は、保健所の疫学調査に必要なため、利用者全員の氏名及び連絡先を提供していただきます。
- 利用後に感染者あるいは濃厚接触者と判断された場合は、速やかに前橋市市民活動支援センター（Mサポ）（電話 027-210-2196）へ連絡してください。

＜会議室及びミーティングブースについて＞

- 県の警戒レベルに応じて、定員及び利用時間を別紙（「警戒レベルに応じた会議室等の利用定員・利用時間」）のとおり制限します。
 - ・ミーティングブースの貸出対象は「赤城」、「榛名」のみとします。
- 密集と密接を回避するため、十分な座席の間隔（人と人が触れ合わない間隔）を確保してください。
※ただし、警戒レベル2以上の場合、十分な座席の間隔（1メートル以上）を確保してください。
- 利用後は、必ず消毒を行ってください。
- 会議室及びミーティングブース内では、水分補給を除き、飲食はご遠慮ください。

□利用時間制限が2時間（警戒レベル2以上）の場合、会議の準備と後片付け及び消毒までを時間内で終了してください。なお、以下に記載の時間帯の枠内で利用できます。

- ・午前 9時30分～12時30分
- ・午後 13時00分～17時30分
- ・夜間 18時00分～22時00分

＜交流スペース等について＞

□交流スペースの利用は、机1台につき1人とします。また、長時間の利用や席取り、他の方の迷惑になる行為は慎んでください。

□多くの方にご利用いただくスペースのため、荷物を置いたまま30分以上離席が確認された場合は、他の利用者へ開放させていただきます。

□利用後は、センターに設置してある消毒液等で必ず消毒をお願いします。

□情報提供及び参考図書コーナーは、通常どおり利用できます。

＜印刷コーナーについて＞

□印刷機等の利用は2人までとし、利用時間の短縮に努めてください。また、利用後は消毒を行うため速やかに職員に声がけをお願いします。なお、印刷機の利用は、「午前10時から午後6時まで」です。

＜貸出機材及び図書について＞

□貸出機材、図書については通常どおり利用できます。

＜団体用ロッカー、メールボックス、チラシラックについて＞

□団体用ロッカー、メールボックス、チラシラックについては通常どおり利用できます。

＜相談業務等について＞

□団体の設立等に関する相談については、必要最小限の人数としてください。また、聞きたいことや相談内容をあらかじめ整理してから来所いただき、相談時間の短縮に努めてください。